

平成22年3月8日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成22年3月8日（月）開会：午後2時59分 閉会：午後4時48分

2 場所 議会棟3号委員会室

3 出席者

委員長 今村岳司（にしのみや未来）

副委員長 町田博喜（公明党議員団）

委員 岩下彰（西宮グリーンクラブ）

大石伸雄（政新会）

篠原正寛（政新会）

片岡保夫（西宮グリーンクラブ）

田中正剛（にしのみや未来）

西田いさお（むの会）

野口あけみ（日本共産党西宮市会議員団）

山口英治（公明党議員団）

よつや薫（市民ネット・虹）

他に、地方自治法の規定に基づき、田中渡議長が出席
委員外議員として、杉山たかのり副議長が出席

4 欠席者

なし

5 傍聴議員

たかはし倫恵・長谷川久美子

6 一般傍聴者

1名

7 説明員

（議会事務局）

議会事務局長 亀井健

次長 北川英子

庶務課長 北林哲二

議事調査課長 宮島茂敏

8 協議概要

(1) 議員互助会のあり方について

議員互助会の退会一時金のあり方については、昨年来協議してきたところですが、本委員会としては、次の2案を議員互助会理事会に送付することで意見の一致を見ました。

A案(退会一時金の継続案)

退会一時金は継続(給付額は見直し)。団体定期保険には全議員が加入し、還付金は互助会の収入(現状継続)。人間ドックの補助事業も継続。慶弔給付の実施(内容は、今後検討)。会費は現状どおり月額1万円。

B案(退会一時金の清算案)

退会一時金は廃止して清算し、掛け金に応じて配分。団体定期保険には全議員が加入し、還付金は議員個人に還付。人間ドックの補助事業も継続。慶弔給付は廃止。会費は団体定期保険の掛け金及び事務経費。

(2) 議員定数について

本日は、「議会にかかるコストを増やすことはできない。よって議員定数は削減すべき」「(「地方分権の進展に伴って議会の役割が増大するため、議員1人当たりにかかるコストを高めるべき」「議会で経費のかかる新しい取り組みを始めるに当たって、議会費全体を増額せずに対策すべき)」とする論点について協議を行いました。

次々回の委員会(4月15日開催予定)では、「1万人に1議員ぐらいの程度が適正なので、現状で問題ない。」とする論点について協議することになりました。

(3) 議員が逮捕・起訴された場合の議員報酬の支給の是非について

この協議事項は、昨年10月26日に開催された本委員会を最後に協議を中断していたものです。

まず、事務局より、西脇市が議員報酬減額に関する条例を制定したとの新聞記事及び議員報酬の差し止めや不支給に関する条例を制定する場合において今後検討すべき点などについて説明がありました。

この協議事項についての具体的な協議は、次々回の委員会より行うことになりました。

(4) 本会議における一問一答制の導入について

委員会審査における一問一答制の試行については、3月定例会で3回目となります。これまでルールについての変更等の協議は行ってきましたが、委員会審査における一問一答制の導入の是非については、是ということと各委員の意見もまとまっているのではないかと考えられます。そこで、正副委員長から、4月以降、本会議での一問一答制の導入について協議することを提案しました。

協議の結果、次のとおり整理しました。

6月定例会からの試行を目指して本会議における一問一答制のルールについて協議を行う。

本会議における一問一答制の議論は、再質問以降を対象として協議を行う(1回目の質問は、従来どおり演壇で一括して行い、答弁も一括して行っていただく。)

当局の1回目の答弁について、現在はまず市長から答弁があり、その後、質問項目順で関係局長毎にまとめて答弁が行われているが、最初から質問項目順に沿って答弁していただくなど、傍聴者等に分かりやすい形にできないかについて、当局においても検討をお願いする。

本委員会の協議事項には、一問一答制と関連した事項として「対面式質問席の設置」もあるが、予算措置が必要な内容でもあるので当該協議事項は別途協議する。

6月定例会での試行を目指して協議するに当たっては、質問時間については従来の会派割当制度を前提とし、質問時間に関しては別途協議する。

(5) 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議決事件の拡大について

この協議事項は、今回初めて本委員会の協議事項としたものです。その概要は、地方自治法第96条第2項の規定により、地方公共団体は法令で定める議決事項以外に条例で議決すべき事件を定めることができることになっており、本市においても新たに議決すべき事件を定めるのかどうかを協議しようとするものです。

まず、事務局から、全国の地方公共団体における議決事件を拡大する条例の制定状況並びに兵庫県及び本市において条例により定められている法定以外の議決事件についての説明を受けました。具体的な協議は、次々回以降の委員会で行います。

(6) その他

次回以降委員会の日程について、以下のとおり確認しました。

平成22年 3月18日(木) 予算特別委員会各分科会昼休憩中

(中間報告について)

4月15日(木) 午前10時～12時

4月26日(月) 午前10時～12時

5月10日(月) 午前10時～12時

5月25日(火) 午後1時～

以 上